

○国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科研究部戦略的 研究部門の運営に関する規程

〔平成30年1月25日〕
規則第19号

(趣旨)

第1条 国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科研究部規程第4条に基づき設置される戦略的研究部門の運営に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(研究領域の期間)

第2条 戦略的研究部門を構成する研究領域の設置期間は、5年以内とし、1回に限り3年の範囲内で設置期間を延長できるものとする。

2 研究領域については、設置期間終了1年前までに活動内容等の評価を行う。

3 研究領域の設置及び継続（以下、「設置等」という。）に関する手続きについては、別に定める。

(委員会)

第3条 戦略的研究部門の運営に関することを審議するため、次の委員会を置く。

(1) 戦略的研究部門管理委員会

(2) 戦略的研究部門運営委員会

(戦略的研究部門管理委員会)

第4条 戦略的研究部門管理委員会（以下「管理委員会」という。）は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 戦略的研究部門に置く研究領域の設置等に関する事項

(2) 戦略的研究部門に所属させる教員の配置に関する事項

(3) その他戦略的研究部門に関する重要な事項

第5条 管理委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長

(2) 理事（研究・産学官連携等担当）

(3) 理事（教学・学生担当）

(4) 理事（総務・財務担当）

(5) その他学長が必要と認める者

2 管理委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

3 委員長は、管理委員会を招集し、その議長となる。

4 管理委員会に副委員長を置き、第1項第2号の委員をもって充てる。

- 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 6 管理委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 7 第1項第5号の委員の任期は、委員長がその都度定める。
- 8 管理委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(戦略的研究部門運営委員会)

第6条 戦略的研究部門運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算・活動方針に関する事項
- (2) 教員の人事に関する事項
- (3) 研究活動等の点検に関する事項
- (4) その他戦略的研究部門に関する事項

第7条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（研究・産学官連携担当）
- (2) 大学院理工学研究科長
- (3) 戦略的研究部門各領域長
- (4) その他必要と認める者

2 運営委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

3 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

4 運営委員会に副委員長を置き、第1項第2号の委員をもって充てる。

5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

6 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

7 第1項第4号の委員の任期は、委員長がその都度定める。

8 運営委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(研究活動等の報告)

第8条 戦略的研究部門領域長は、前年度の研究活動及び研究実績（論文、外部資金等）を、毎年6月末日までに運営委員会へ報告するものとする。

(事務)

第9条 管理委員会の事務は、研究協力部研究推進課において処理し、運営委員会の事務は、学務部大学院理工学研究科支援室において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、戦略的研究部門の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年1月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、第8条に定める研究活動の報告については、平成30年度から適用する。